

世田谷区公告第55号

マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第34条第1項の規定に基づき、定款及び事業計画の変更の認可をしたので、当該認可に係る図書を同条第2項において準用する同法第14条第3項の規定により公衆の縦覧に供するので、マンションの再生等の円滑化に関する法律施行令（平成14年政令第367号）第2条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年7月8日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 建替前マンションの名称及びその敷地の区域

給田北住宅

東京都世田谷区給田三丁目944番1号及び11号

2 縦覧の場所

世田谷区都市整備政策部居住支援課

3 縦覧の時間

午前8時30分から午後5時まで